2010年10月18日 航安 第45-03号

国 土 交 通 省 大臣 馬淵 澄夫 殿

航空安全推進連絡会議議長 酒井 孝信

企業再建中における日本航空の安全運航堅持に関する要請

日本航空は8月31日に東京地方裁判所に更生計画案を提出し、その認可を求めています。更生計画案によれば、日本航空は事業規模を大幅に縮小し、不採算路線からの撤退とそれに伴う人員の削減などによって再生を図ろうとしています。

人員の削減については、会社更生法の適用を申請した1月19日の時点では、2012年度までに約16,000人の削減を完了するという計画でした。その後大幅に前倒しされ、2010年度末までの達成と変更されたため、従業員の認識が追いつかないほど、急ピッチで関連施策が進められています。再建中とはいえ、日本航空は国民の足として必要とされ、運航の安全性にいささかの懸念もあってはならないことは明らかです。現在日本航空では、それぞれの労働者が安全運航を維持するために必死に業務に取り組んでいますが、下記に示す通り、日本航空による人員削減関連施策が、現場での業務に悪影響を与えかねない面を含んでいることを、私たち航空安全推進連絡会議は懸念しています。

貴職におかれましては、航空機運航の実態を踏まえ、運航の安全に影響を及ぼすような退職勧奨 を始めとする人員削減関連施策を見直すよう、日本航空に指導されるよう要請いたします。

記

1. 日本航空は人員施策として希望退職者を募集していますが、応募者数が会社の目標値を下回っている状況から、退職勧奨対象者を選定し個別に退職を迫る手法を取っています。そのために会社業務から外すことや、運航・客室乗務員については1か月全ての乗務から外すという処置までした上で、さらに希望退職に応募しない場合、整理解雇を検討するということまで明らかにしています。

退職勧奨対象者の人選基準は、"会社再建への貢献"という観点から、職種によらず過去一 定の日数を傷病により休業した者や、乗務員については乗務制限のある者をまず対象とし、次 に年齢の高い者から対象とするとしています。

特に運航乗務員に関していえば、過去に航空身体検査基準を一時的に満たさない状態になり、 乗務から離れた乗務員であって、現在は復帰している者であっても退職勧奨対象者となってお り、また、産業医との相談によって乗務に制限が付された者も、その制限の軽重にかかわらず、 結果として退職勧奨の対象とされています。

整備士や客室乗務員においても、上記の人選基準は基本的に同様であり、その不合理さを指摘する声や安全運航に影響を及ぼす懸念の声が数多く寄せられています。

今回の人選基準のような、傷病による休業が退職勧奨や整理解雇に繋がる前例となれば、休業を申し出るべき症状があっても、労働者はそれに強いためらいを感じることが容易に想像できます。また、その前例は、日本航空のみならず、本邦内の全ての航空会社に波及する問題です。

安全上の観点から、運航乗務員のみならず整備士や客室乗務員についても、体調に不安を抱 えながら業務に就くことはあってはならず、体調不良を躊躇なく会社に申し出る環境が維持さ れることが重要です。

2. 日本航空の真の再生に必要な人員は、安全運航の観点からも確保されなければならないことは明らかです。現在、管財人、企業再生支援機構および日本航空経営が示している配置人員数は、乗務員の編成数や休養時間、整備をはじめとする様々な作業にかける人員数などに関し、安全上の議論が必要ないくつもの削減施策を実施することを前提に算出したものです。その前提に立った人員数では不足しています。適正な配置人員数は、通常時ばかりではなく、不測の事態を想定した上で判断されるべきものであり、経済的合理性のみの視点で判断した場合の危険性を指摘しなければなりません。航空機運航という特殊な業種に関わる企業再生が、安全を担う従業員の安定した雇用の上に成り立つことを強く主張いたします。国民の利益の観点からも、日本航空における安全運航に必要な人員数を見直すよう、ご指導いただくようお願いいたします。

以上